

お知らせ ～休校・強制退校について～

晩冬の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
また平素は、当プールの運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましてお知らせがございます。
令和6年4月より下記項目を改定いたします。
何卒、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

○休校制度について

必ず休校締め切り日（前月28日）までに休校届を出してください。（電話可）

一度も出席されていない場合でも、休校の届出がなければ授業料を頂戴いたします。

28日を過ぎた場合や当月届出の場合、授業料の引落としとなりますので、休校料は翌月と振替になります。

また、下記の原本を当月28日までにお持ちいただければ翌月より休校料を最大6ヶ月免除できる場合がございます。（※28日を過ぎると休校料が発生します。

その場合の払い戻しはいたしません。）

- ・母親の妊娠、出産の場合：母子手帳（コピーを取らせていただきます）
- ・ご本人の怪我、入院の場合：診断書または入院診療計画書（コピーを取らせていただきます）

○授業料引落しの出来ない方は規約に則り強制退校とします

授業料の支払いが2ヶ月滞った場合、会員規約第4条に基づき除名処分とさせていただきます。

授業料引落日までにご入金ください。

原則として請求月に再振替を行うことはありません。

現金での支払いは、当月中にお願いいたします。